

乙部町国民健康保険病院 電子カルテシステム及び関連部門システム導入事業に係る  
公募型プロポーザル方式実施方針

乙部町（以下「町」という。）は、乙部町国民健康保険病院の院内システムのデジタル化を目的とした、電子カルテシステム及び関連部門システム導入の事業者選定に係る公募型プロポーザル方式実施方針を次の通りとします。

## 1. 趣 旨

町は、乙部町国民健康保険病院のデジタル化推進により、業務を支える基幹システムの構築と、より良質で安全な医療サービス提供を目的に、電子カルテシステム及び関連部門システムの導入を行う事業者の選定を行う。

この実施方針は、電子カルテシステム及び関連部門システムの導入を行う事業者を「公募型プロポーザル方式」により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者はこの実施方針などの内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

なお、この実施方針と合わせて配布する仕様書、その他書類名を一体のものとし、これらを併せて、以下「実施方針」という。

## 2. 事業内容など

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業名称   | 乙部町国民健康保険病院 電子カルテシステム及び関連部門システム導入事業   |
| (2) 事業内容   | ① 電子カルテシステムの構築<br>② 関連部門システムの導入と電子カルテシステムとの連携<br>③ システム稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置<br>④ システム稼働に必要なスケジュールなどの管理<br>⑤ 情報セキュリティの構築<br>⑥ システム運用に必要な病院職員への研修実施及び操作マニュアルなどの作成<br>⑦ 本格稼働までの支援<br>⑧ その他、電子カルテシステム及び関連部門システム導入基本仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 事業履行期間 | 契約締結日から令和6年12月6日まで<br>※ 納入は稼働予定日までに終了させるものとし、契約終了後について令和7年3月31日まで契約内での保守対応期間とする。  |
| (4) 稼働予定日  | 令和6年12月2日（月）  |
| (5) 納入場所   | 乙部町国民健康保険病院   |
| (6) 費用請求   | 令和6年12月13日（金）までに請求書必着のこと  |

### 3. 応募資格

- ① 法人又は団体であること。
  - ・法人格の有無は問わない。
  - ・複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、構成団体の全てが要件を満たしたうえでグループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、そのグループの代表及び構成団体の変更は許可しない。
- ② 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないもの。
- ③ 対象事業に係る乙部町物品購入等参加資格申請書を提出し、受理されているもの。
- ④ 乙部町町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成10年乙部町内部処理規定）に基づく指名停止の期間にないもの。
- ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後これらの者とならないもの。
- ⑥ 乙部町暴力団等排除措置要綱（平成25年訓令第1号）を理解し、忠実に順守するもの。
- ⑦ 電子カルテについて病床を有す医療機関に導入実績があり、その事業を完了していること。
- ⑧ 町が指定する納品期限までの納品及び稼働が厳守できること。

### 4. 事業者選定に係る日程

	手 続 き	日 程
1	募集の公告	令和 6年 4月11日（木）～ 令和 6年 4月19日（金）まで
2	実施方針の交付	令和 6年 4月11日（木）～ 令和 6年 4月19日（金）まで
3	参加申し込み	令和 6年 4月11日（木）～ 令和 6年 4月19日（金）午後5時まで
4	提案資格確認通知書期限	令和 6年 4月11日（木）～ 令和 6年 4月25日（木）必着で送付
5	事業提案書等提出期限	令和 6年 5月 9日（木）午後5時まで
6	ヒアリング・最終審査	令和 6年 5月15日（水）
7	選定結果通知	令和 6年 5月17日（金）

※ 日程については、町の都合により変更する場合がある。

## 5. 関連書類及び提出書類

### (1) 関連書類及び提出書類

本プロポーザルで使用する関連書類及び提出書類は次のとおりとし、任意様式を除き原則として町ホームページに掲載する。

#### 【 関連書類 】

書 類	
乙部町国民健康保険病院 電子カルテシステム及び関連部門システム導入事業に係る公募型プロポーザル方式実施方針	
乙部町国民健康保険病院 電子カルテシステム及び関連部門システム導入事業に係る要求仕様書	
別紙 5	審査基準表
別紙 6	院内端末配置予定図・院内ネットワーク図 1 階・2 階

#### 【 提出書類 】

様 式		提出数量	
		紙	電磁記録媒体
様式第 1 号	公募型プロポーザル方式参加申込書	1 部	不要
別紙 1	参加資格誓約書	1 部	不要
別紙 2	会社概要	1 部	○
別紙 3	提案システム導入実績書	1 部	○
別紙 4	事業実施体制調書	1 部	○
指定様式	乙部町国民健康保険病院 電子カルテシステム及び関連部門システム導入事業に係る要求仕様書（機能要件に回答済のもの）	11 部	○
任意様式	事業提案書（ヒアリング資料）	11 部	○
任意様式	経費見積書（初期導入費用・年間保守費用）	各 1 部	○
任意様式	見積書内訳書（初期導入費用・年間保守費用）	各 1 部	○

※ 電磁記録媒体は全てを 1 枚に記録し提出可

## 6. 各事務の受付及び実施

本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。

#### 【 事務局 】

担 当 課 乙部町国民健康保険病院

担 当 者 事務長 宮本

所在地 〒043-0103 北海道爾志郡乙部町字緑町 704 番地 1  
電話番号 0139 - 62 - 2331  
F A X 0139 - 62 - 3654  
Eメール byouin@town.otobe.lg.jp ( ※添付ファイルの添付不可)  
受付時間 午前9時から午後5時まで  
(ただし、土、日、祝日、及び午後12時から午後1時までを除く)

## 7. 各手続き

### (1) 参加申し込み

本方式による事業者選定への参加は、公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第1号）・参加資格誓約書（別紙1）・会社概要（別紙2）を郵送、または持参により提出することで参加表明があったものとみなす。

- ① 受付期間 令和6年4月11日（木）から4月19日（金）午後5時必着
- ② 提出先 乙部町国民健康保険病院
- ③ 提出方法 郵送又は持参

### (2) 参加資格の確認

- ・町は、参加申込書の内容を審査した結果について、プロポーザル方式提案資格確認通知書により通知する。
- ・提案資格が認められた団体には、プロポーザル方式提案書提出依頼書が送付されるので、その内容により提案書を提出すること。
- ・提案資格を有しない旨の通知を受けた事業者は、事業提案書を提出することができない。

### (3) 実施方針の交付

交付期間 令和6年4月11日（木）から令和6年4月19日（金）まで  
交付方法 プロポーザル方式提案書提出依頼書送付と合わせ郵送、または町ホームページからのダウンロード

### (4) 事業提案書の提出

- ① 提出書類 事業提案書（ヒアリング（プレゼンテーション）資料）
  - 11部（正本1部、副本10部、外に電磁的記録媒体（CDなど））
  - 要求仕様書（機能要件に回答済のもの）
    - 11部（正本1部、副本10部、外に電磁的記録媒体（CDなど））
  - 別紙3「提案システム導入実績書」1部、外に電磁的記録媒体（CDなど）
  - 別紙4「事業実施体制調書」1部、外に電磁的記録媒体（CDなど）
  - 経費見積書（初期導入費用・年間保守費用）

1部、外に電磁的記録媒体（CDなど）  
見積内訳書（初期導入費用・年間保守費用）

1部、外に電磁的記録媒体（CDなど）

※ 電磁記録媒体は全てを1枚に記録し提出可

- ② 受付期間 令和6年4月11日（木）から令和6年5月9日（木）午後5時必着
- ③ 提出先 乙部町国民健康保険病院 郵送又は持参
- ④ 受付時間 持参の場合は、午前9時から午後5時（土、日、祝日を除く）  
郵送の場合は、提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす）とする。  
期限までに提出がない場合は不参加とみなす。
- ⑤ 留意事項
- ・ 事業提案内容については1社につき1案とする。
  - ・ 事業提案書では企業名・企業ロゴなど会社が特定できる要素を排除すること。
  - ・ 見積書には初期導入費用と年間保守費用を分けて、それぞれ提出のこと。
  - ・ 見積書には消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
  - ・ 記載内容が理解し易いように、簡潔かつ平易な表現で記述すること。
  - ・ 提案内容が分かるようにソリューションや機器の概要、提案理由、適用範囲などを具体的に記述すること。
  - ・ 契約にあたっては提案した内容をすべて含めることを前提とし、導入作業も含めて確実に実施できる内容のみを記載すること。
  - ・ 見積書の他に別途費用を必要とする提案は評価しないため記載しないこと。

## 8. 審査及び選定

### (1) 選定方法

乙部町プロポーザル方式選考委員会において、提案書及びヒアリングから以下の評価基準について採点をもって事業候補者の候補を選定する。なお、審査の結果候補者なしの場合もある。

### (2) 申請者に対するヒアリング（プレゼンテーション）

- ・ 町は選定にあたり、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施する。
- ・ ヒアリングを行う順序は事業提案書の提出順とする。
- ・ ヒアリングは1社につき30分を上限とし、その後20分程度の質疑応答を行う。なおオンラインによる出席は認めない。
- ・ 出席者は5名以内とし、総括責任者及び事業の中心となり実施する者は必ず出席すること。
- ・ 実施に当たり使用する備品などはすべて提案者で準備すること。ただしプロジェクター投影のスクリーンについてのみ、町の既存機器の範囲内で用意する。

- ・ヒアリングは提出書類に基づいて実施し、追加書類の配布や追加情報がある場合は提出見積額の範囲内において許可する。
- ・ヒアリング日程については、プロポーザル方式提案書提出依頼書送付時に通知する。

### (3) 評価基準

審査対象者より提出された書類、ヒアリングに対し、実績、価格、提案内容について町が設置する乙部町プロポーザル方式選考委員会で定めた評価基準に基づき評価する。

## 9. その他

- ・提案募集に参加する者は、実施方針等を熟読し、それらを順守すること。
- ・参加申込書及び事業提案書の作成並びに提出に係る費用は提案者の負担とする。
- ・提出された参加申込書及び提案書は返却しない。
- ・提出された参加申込書及び提案書は、提案資格の確認、受託者の選定又は当該事業の範囲内の公表・閲覧、その他町長が必要と認めるとき以外に提案者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における参加申込書又は事業提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ・参加申込書又は事業提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- ・事業提案書およびヒアリング（プレゼンテーション）で発言した内容について、町が必要と認めたものは仕様書に追加すること。
- ・事業者の決定については、最優秀者を対象として事業内容や仕様などの契約内容を、町と協議の上決定するので、事業者の特定をもって提案者の事業提案内容すべてを了承するものではなく、また当該導入事業者を決定するものではない。

以上